

2016/05/28

柳赫秀

<参照 2>

静岡新聞|NEWS

社長に賠償命令 在日韓国人に本名強要 静岡地裁 (2015/4/25 07:50)

勤務先の社長に在日韓国人と公表され、本名を名乗るよう強要されて精神的苦痛を受けたとして、県中部の40代の男性が社長に慰謝料など330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、静岡地裁は24日、男性の自己決定権とプライバシー権を違法に侵害したと認定し、社長側に55万円を支払うよう命じた。

大久保正道裁判長は判決で、「多くの在日韓国人にとって、日常生活上、韓国名を使用するか日本名を使用するかは、個人のアイデンティティーに関わる事柄」と述べた。その上で、社長が男性に再三にわたって韓国名を名乗るよう働き掛け、従業員の前で在日韓国人であると公表したことは「著しく原告に不快感を与え、自己決定権およびプライバシー権を実質的に侵害する」と判断した。社長が訴訟の提起などを理由に男性を解雇したことなども踏まえ、慰謝料は50万円が相当とした。

判決によると、男性は韓国籍だが、日本で生まれ育ち、2001年の入社後も日本名を使用していたが、社長は12年11月～13年5月、「朝鮮名を名乗ったらどうだ」などと複数回にわたって発言した。

判決について、男性は「喜びを感じ、満足している。今後も日本名を名乗っていきたいと思う」と話した。社長側の代理人は「極めて不当な判決で、控訴する予定」とコメントした。

<参照 3>

1991年1月10日「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」で1945年8月15日以前から日本に居住していた者及びその子孫の法的地位に関して合意された内容

- ①簡素化された手続きとして羈束的な永住権の認定(特別永住許可) [○]
- ②退去強制事由を内乱・外患の罪、国交・外交上の利益に関する罪及びそれに準ずる重大犯
罪に限定 [○]
- ③再入国許可の出国期間を最大5年にすること [○] ← 「再入国」制度そのものの問題
- ④外国人登録法上の指紋捺印の廃止 [○]
- ⑤外国人登録証の携帯制度の改善策を設けること [△]
← 2012年から特別永住者だけ「携帯義務」が「提示義務」へ
- ⑥民族学級実施に対して配慮と就学案内の発給について地方自治体を指導すること [△]
← 教育の権利が日本国民に限定される立場に変化なし

⑦地方自治体に対して公務員及び教師採用について指導すること [×]

← 広い「当然の法理」及び「常勤講師」の問題

⑧地方自治体における選挙権付与の問題について引き続き協議すること [×]